



2023年版

# 出入国 在留管理

出入国在留管理庁 編

2023年版

# 出入国 在留管理

出入国在留管理庁 編

# はじめに

## 2023年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

法務省出入国在留管理庁は、2022年10月から使用しているキャッチフレーズ「世界をつなぐ。未来をつくる。」のとおり、日々変化していく世界情勢の中で、様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留を円滑かつ厳格に行うとともに、外国人の受入れ環境の整備を行うことで、我が国の健全な国際交流の推進と日本社会の秩序維持に努めているところです。そのためには、最先端の技術と人の目の双方を活用し、円滑な出入国在留審査と厳格な出入国在留管理を高度な次元で両立させていく必要があります。また、我が国の安全・安心を脅かす外国人を法令に基づいて国外に退去させることによって、国民の安全や利益を守るという任務も担っています。加えて、難民の認定手続を整備し、真に庇護を求める者を迅速かつ確実に保護していくことも出入国在留管理庁に課せられた大きな役割です。さらに、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった（平成30年7月24日閣議決定）ところ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する任務も担っています。

1959年から発刊されていた「出入国管理」は、2019年版から「出入国在留管理」へ名称を変更し、本書で29冊目になります。

この2023年版「出入国在留管理」では、出入国在留管理庁における業務の概要を紹介するとともに、2023年6月9日、第211回国会（通常国会）において成立した入管法等の改正のほか、高度外国人材の受入れ推進、特定技能2号の対象分野の追加、技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討、外国人との共生社会の実現に向けた取組及び難民の適正な保護の推進など、最近の出入国在留管理行政を取り巻く状況や施策を含めて、2022年度の動きを中心に取りまとめています。

本書を通じ、出入国在留管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

2023年11月  
出入国在留管理庁長官

菊池 浩



## 2023年版 「出入国在留管理」のポイント

### 2023年版「出入国在留管理」の構成

- 本書は、出入国在留管理をめぐる近年の状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、2018年から2022年までの5年間の業務統計を基に、近年の出入国在留管理業務の状況を記載。
- 第2部では、出入国在留管理行政に係る主要な施策を記載（主に2022年度の取組について記載。2023年度の取組についても一部記載）。
- 資料編では、出入国在留管理庁の業務概要等を記載。

### 第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

#### ● 外国人入国者数

2022年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は前年と比べ384万4,926人（1,088.8%）増の419万8,045人、再入国者数を除いた新規入国者数は前年と比べ327万1,805人（2,156.4%）増の342万3,531人。

#### ● 在留外国人数

- ・ 2022年末時点の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は307万5,213人。
- ・ また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は2.46%であり、前年末と比べ0.26ポイント高くなっている。

#### ● 技能実習制度及び特定技能制度の運用状況

- ・ 2022年末時点における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は16万4,993人で、前年末と比べ14万777人（581.3%）増加している。
- ・ 2022年末時点における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は8万4,386人で、前年末と比べ12万438人（58.8%）減少している。
- ・ 2022年末時点における「技能実習3号」の在留資格による中長期在留者数は7万5,561人で、前年末と比べ2万8,478人（60.5%）増加している。
- ・ 2022年末時点における「特定技能1号」の在留資格による中長期在留者数は13万915人で、2019年4月1日に新設されて以降、増加が顕著であり、前年末と比べ8万1,249人（163.6%）増加している。
- ・ 2022年末時点における「特定技能2号」の在留資格による在留者数は8人で、前年末と比べ8人増加している。

#### ● 不法残留者数

2023年1月1日現在の不法残留者数は7万491人であり、前年1月1日時点と比べ、3,732人（5.6%）増加した。

### ● 難民認定業務等の状況

- ・ 2022年に我が国において難民認定申請を行った者は3,772人であり、2021年に比べ1,359人（56.3%）増加した。
- ・ 2022年における難民認定申請の処理は7,237人であり、2021年に比べ1,087人（17.7%）増加している。その内訳は、難民と認定した者187人、難民と認定しなかった者5,418人、申請を取り下げた者等1,632人であった。

## 第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

### ● 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正

2023年6月9日、第211回国会において、いわゆる入管法等改正法が成立した。

現行入管法上、我が国からの退去が行政的に確定した者であっても、難民認定申請中は、申請理由や回数を問わず一律に送還が停止されるため、送還を回避する手段として同申請を濫用する者が存在し、退去を拒む送還忌避者の迅速・確実な送還が困難となっており、収容が長期化するという問題も生じている。

入管法等改正法は、このような現行法下で生じている送還忌避・長期収容問題を解決するとともに、保護すべき者を確実に保護するという観点から、送還停止効の例外規定、罰則付きの退去等命令制度、収容をせずに退去強制手続を進めることを可能とする監理措置制度、紛争避難民等の難民に準じて保護すべき者を確実に保護するための補完的保護対象者の認定制度、在留特別許可の申請手続の創設などの措置を講じ、現行法下の課題を一体的に解決して、日本人と外国人が互いに信頼し、尊重し合う共生社会を実現するための基盤を整備するものである。

退去強制手続に関する規定の改正は、出入国管理令として制定された1951年以来初めてである。

### ● 新型コロナウイルス感染症への対応

#### ・ 水際対策

新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域（以下「上陸拒否対象地域」という。）に滞在歴がある外国人について、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどして、適切な水際対策を講じてきたが、水際対策の見直しに伴い、2022年9月4日に全ての上陸拒否対象地域について、その指定を解除した。

#### ・ 在留諸手続

新型コロナウイルス感染症の影響によって、帰国が困難な状況にある外国人に対して、就労が可能な在留資格「特定活動」等への変更を認めるほか、就労ができない在留資格を有する外国人に対して、本邦での生計維持を可能とするため、資格外活動を許可するなどの措置を講じた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生、技能実習を修了し帰国が困難な元技能実習生等の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において就労できるよう在留資格「特定活動」を許可した。

なお、新型コロナウイルス感染症の国内外における感染状況や、本邦からの外国人出国者が増加している状況等を踏まえて、2022年5月31日付けで当該措置を見直し、帰国に向けた措置を実施している。

### ● 高度外国人材の受入れ推進

- ・ 2023年4月から一定の水準以上の学歴又は職歴と年収を持つ外国人に対して高度人材ポイント制よりも拡充された優遇措置を認める「特別高度人材制度（J-Skip）」を導入した。

- ・2023年4月から優秀な海外大学等を卒業した外国人が本邦で就職活動又は起業準備活動を行う場合に最長2年間の在留を認める「未来創造人材制度（J-F i n d）」を導入した。

### ● 特定技能2号の対象分野の追加

熟練した技能を要する特定技能2号については、2分野のみが対象となっていたところ、各分野の人手不足状況等を踏まえ、11分野に対象を拡大した（令和5年6月9日閣議決定）。

### ● 技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討

両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設け、2022年12月以降、有識者会議において議論が行われている。

### ● 外国人との共生社会の実現に向けた取組

- ・2023年6月9日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」（以下「ロードマップ」という。）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。
- ・ロードマップは、我が国の目指すべき共生社会の3つのビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）及び具体的施策を示すものである。
- ・総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。
- ・総合的対応策では、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示すこととしている。

### ● 不法滞在者数等の更なる縮減に向けた取組

- ・退去強制令書が発付されているものの、病気治療や訴訟の提起等の送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たない被收容者については、仮放免を積極的に活用し、より一層適正な退去強制手続の実施に努めている。
- ・「入国者收容所等視察委員会」からの意見や「名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書」に挙げた改善策などを踏まえ、医療体制の強化等、被收容者の処遇の更なる適正化に取り組んでいる。
- ・送還忌避及び收容の長期化の解決が出入国在留管理行政における喫緊の課題となっている中、第7次出入国管理政策懇談会の下に設置された「收容・送還に関する専門部会」における検討結果が「送還忌避・長期收容問題の解決に向けた提言」としてとりまとめられ、法務大臣に報告書が提出された。

### ● 難民の適正な保護の推進

- ・近年、我が国での就労等を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることを要因として、我が国の難民認定申請者数が急増した結果、難民認定手続の処理期間が長期化し、難民を迅速に保護する上で支障が生じる事態となっていた。
- ・そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、2018年1月15日から、①申請受付後の振分け期間を設け、振分け結果を在留資格上の措置に反映、②難民である可能性が高い申請者への更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする運用の更なる見直しを行った。

- ・これらの取組の結果、近年急増してきた難民認定申請者数は、2018年以降、大幅な減少に転じた一方で、難民認定者数は、上記見直し前に比べ増加しており、濫用・誤用的な申請を抑制し、難民の迅速な保護を図るための取組が一定の効果を上げていると認められるが、濫用・誤用的な申請は依然として相当数見受けられることから、問題の抜本的解決に向け、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。
- ・また、我が国の難民認定制度をめぐっては、近年の難民認定申請者数の急増及び申立内容の多様化への対応や、制度の透明性の向上が求められている。
- ・そこで、UNHCR等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上、③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでおり、これらの取組を加速させるため、2021年7月に、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換した。①については、2023年3月24日、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表した。同手引は、これまでの我が国の実務等を踏まえ、UNHCRが発行する諸文書等も参考にして策定したものである。手引の策定・公表により、難民認定制度の透明性が高まり、その信頼性の向上にもつながることが期待される。②については、これまでもUNHCR等の協力を得ながら、難民調査官等に対する研修を実施しているほか、難民調査官に対し、難民認定手続における事実認定の留意事項を共有し、そのフォローアップを行うなど、的確な事実認定に資する取組を進めている。③については、難民を多数受け入れている諸外国当局と出身国情報に関する情報交換等を積極的に行うことなどを通じて、出身国情報の一層の充実を図ることとしている。

#### ● 国際社会及び国際情勢への対応

- ・韓国の入国管理当局と入国管理局長級会議を開催したり、（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が開催した意見交換に参加したりすることで情報共有や意見交換を行った。
- ・2022年12月12日から14日まで、法務省及び出入国在留管理庁が主催する第2回東京イミグレーション・フォーラムが、18か国・地域の入国管理当局の代表の参加を得て開催された。会議では、コロナ禍後の人流回復により各入管当局が直面する課題とそれに対する取組及び外国人との共生社会実現に向けた課題と取組等について、それぞれの国・地域が情報共有や率直で活発な意見交換を行い、次回は2023年度中に東京で開催することに対する賛意が示された。





# 2023年版「出入国在留管理」目次

はじめに — 2023年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

2023年版「出入国在留管理」のポイント

目次

凡例

## 第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

### 第1章 外国人の出入国の状況 ————— 2

#### 第1節 外国人の出入国者数の推移 ————— 2

##### 1 外国人の入国 ————— 2

(1) 入国者数 ————— 2

(2) 国籍・地域別 ————— 3

(3) 性別・年齢別 ————— 4

(4) 目的（在留資格）別 ————— 4

ア 「短期滞在」 ————— 6

イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 ————— 8

(ア) 「高度専門職」 ————— 9

(イ) 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」 ————— 9

(ウ) 「興行」 ————— 9

(エ) 「技能」 ————— 9

(オ) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」 ————— 9

ウ 「技能実習1号」 ————— 9

エ 「留学」 ————— 10

オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人 ————— 11

2 特例上陸 ————— 13

3 外国人の出国 ————— 13

#### 第2節 上陸審判状況 ————— 14

1 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理 ————— 14

2 被上陸拒否者 ————— 16

3 上陸特別許可 ————— 18

#### 第3節 入国事前審査状況 ————— 18

1 査証事前協議 ————— 18

2 在留資格認定証明書 ————— 18

### 第2章 日本人の出帰国の状況 ————— 19

#### 第1節 出国者 ————— 19

1 総数 ————— 19

2 性別・年齢別 ————— 19

#### 第2節 帰国者 ————— 20

### 第3章 外国人の在留の状況 21

#### 第1節 在留外国人数 21

- 1 在留外国人数 21
- 2 国籍・地域別 21
- 3 目的（在留資格）別 22
  - (1) 「永住者」・「特別永住者」 22
  - (2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 24
    - ア 「高度専門職」 26
    - イ 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」 26
    - ウ 「技能」 26
    - エ 「特定技能」 26
  - (3) 「技能実習」 26
  - (4) 「留学」 26
  - (5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人 26

#### 第2節 在留審査の状況 27

- 1 在留資格の変更許可 27
  - (1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可 27
  - (2) 「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可 29
  - (3) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可 31
- 2 在留期間の更新許可 32
- 3 永住許可 32
- 4 在留資格の取得許可 32
- 5 再入国許可 32
- 6 資格外活動の許可 33

#### 第3節 在留資格取消手続の実施状況 33

- 1 制度の概要 33
- 2 手続の状況 35

#### 第4節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数 36

- 1 在留カード 36
- 2 特別永住者証明書 37

### 第4章 技能実習制度・特定技能制度の実施状況 38

#### 第1節 技能実習制度の実施状況 38

- 1 概要 38
- 2 監理団体の許可申請及び処理 39
  - (1) 監理団体の許可申請 39
  - (2) 監理団体の許可件数 39
- 3 技能実習計画の認定申請及び処理 39
  - (1) 技能実習計画の認定申請 39
  - (2) 技能実習計画の認定件数 39
- 4 不適正な事案等への対処 40
- 5 技能実習生の保護 41

#### 第2節 特定技能制度の実施状況 41

- 1 概要 41

2	特定技能外国人の受入れ状況	41
3	登録支援機関の登録状況	42
4	特定技能試験等の実施状況	42

## 第5章 外国人の退去強制手続業務の状況 43

第1節	不法残留者の状況	43
1	国籍・地域別	43
2	在留資格別	45
第2節	退去強制手続又は出国命令手続を執った入管法違反事件	46
1	概要	46
2	退去強制事由別	47
(1)	不法入国	47
(2)	不法上陸	48
(3)	不法残留	48
(4)	資格外活動	49
3	不法就労事件	50
(1)	概況	50
(2)	国籍・地域別	50
(3)	性別	52
(4)	就労内容別	52
(5)	稼働場所（都道府県）別	52
4	違反審判の概況	53
(1)	事件の受理・処理	53
(2)	退去強制令書の発付	55
(3)	仮放免	56
(4)	在留特別許可	56
5	送還の概況	57
(1)	自費出国	59
(2)	国費送還	60
(3)	運送業者の責任と費用による送還	60
6	出国命令事件	60
(1)	違反調査	60
(2)	審査	61
ア	事件の受理・処理	61
イ	出国命令書の交付	61
(3)	出国確認	61
7	出入国在留管理関係訴訟の概況	62

## 第6章 難民認定業務等の状況 63

第1節	難民認定の申請及び処理	63
1	難民認定申請	63
2	難民認定申請の処理	64
3	仮滞在許可制度の運用状況	64
第2節	審査請求（不服申立て）	65

1	審査請求数	65
2	処理の状況	65
第3節	一時庇護のための上陸の許可申請及び処理	66

## **第7章** 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策及び外国人DV被害者保護

		67
第1節	人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策	67
1	人身取引対策への取組	67
2	人身取引被害者の保護	67
3	人身取引加害者の退去強制	68
第2節	外国人DV被害者保護	69
1	概要	69
2	外国人DV被害者の認知件数	69

## 第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

<b>第1章</b>	<b>送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正</b>	72
1	成立までの経緯	72
2	現行法の課題	72
3	本改正法の概要	73
(1)	基本的な考え方	73
(2)	保護すべき者の確実な保護	73
(3)	送還忌避問題の解決	73
(4)	収容を巡る諸問題の解決	74
(5)	その他の施策	74
(6)	衆議院における修正	74
<b>第2章</b>	<b>出入国在留管理庁におけるウクライナ避難民への対応</b>	75
<b>第1節</b>	<b>ウクライナ避難民の受入れ</b>	75
<b>第2節</b>	<b>ウクライナ避難民への支援</b>	75
1	相談対応窓口の拡充や各官署におけるウクライナ避難民受入支援担当の配置	75
2	行政サービス等を受けるための迅速な在留資格の変更等	75
3	ウクライナ避難民であることの証明書の発行	76
4	ウクライナ避難民支援サイトの開設	76
5	ウクライナ避難民や地方自治体への情報提供	76
6	身元引受先のない避難民への支援	77
<b>第3章</b>	<b>円滑かつ厳格な入国審査等の実施</b>	78
<b>第1節</b>	<b>新型コロナウイルス感染症への対応</b>	78
1	水際対策	78
2	在留諸申請	78
	トピックス 入管施設における新型コロナウイルス感染症対策	79
<b>第2節</b>	<b>観光立国実現に向けた取組</b>	80
1	バイオカート	80
2	自動化ゲート	81
(1)	自動化ゲートの利用促進	81
(2)	トラステイド・トラベラー・プログラム	81
3	顔認証ゲート	82
(1)	日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入	82
(2)	外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大	83
4	外国人入国記録（EDカード）の電子化	83
5	プレクリアランスの試行実施	83
6	クルーズ船の乗客への対応	84
7	審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表	84
<b>第3節</b>	<b>水際対策の強化</b>	85
1	情報を活用した出入国審査	85
(1)	個人識別情報を活用した入国審査の実施	85

(2) A P I 及び P N R を活用した入国審査	86
2 情報収集・分析の強化	86
<b>第4章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政</b>	<b>87</b>
<b>第1節 高度外国人材の受入れの推進</b>	<b>87</b>
1 高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要	87
(1) 高度専門職1号の優遇措置	87
(2) 高度専門職2号の優遇措置	87
2 特別高度人材制度 (J-Skip)	88
3 未来創造人材制度 (J-Find)	88
4 受入れの現状	89
<b>第2節 国家戦略特区における外国人材の受入れ</b>	<b>89</b>
1 創業人材	89
2 外国人美容師	90
<b>第3節 その他の措置</b>	<b>90</b>
1 日系四世の更なる受入れ	90
2 オンラインによる在留外国人に係る在留手続	91
3 特定技能に係る届出のオンライン化	91
4 外国人起業家の受入れの推進	92
5 留学生の適正な受入れの推進	92
(1) 留学生の就職支援	92
(2) 日本語教育機関の適正化	92
(3) 日本語教育機関認定法の成立	92
<b>第5章 技能実習制度・特定技能制度</b>	<b>94</b>
<b>第1節 技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組</b>	<b>94</b>
1 技能実習生の失踪を減少させるための施策	94
2 二国間取決め (MOC)	95
3 その他の取組	95
<b>第2節 特定技能制度の運用状況</b>	<b>96</b>
1 特定技能制度の運用に関する方針等	96
(1) 政府基本方針	96
(2) 分野別運用方針	98
(3) 二国間取決め	100
(4) 二国間取決めの状況	100
2 特定技能制度の円滑な運用に向けた取組	100
(1) 政府基本方針の見直し	100
(2) 分野別運用方針の見直し	100
(3) 分野別運用要領の見直し	100
(4) 特定技能制度促進事業	101
<b>第3節 技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討</b>	<b>101</b>
1 経緯	101
2 概要	103

<b>第6章</b>	<b>外国人との共生社会の実現に向けた取組</b>	104
第1節	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ	104
1	経緯	104
2	概要	104
第2節	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	106
1	経緯	106
2	概要	107
第3節	出入国在留管理庁が関わる主な取組	109
1	外国人受入環境整備交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援	109
2	受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力	109
3	外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）における取組	110
4	外国人在留総合インフォメーションセンターにおける取組	110
5	総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会	111
6	外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供	112
7	生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供	113
8	在留支援のためのやさしい日本語の普及	114
	トピックス 在留外国人へのマイナンバーカードの普及促進に向けた取組について	115
	トピックス やさしい日本語について	116
	トピックス 地域イベントでF R E S C周知！～四谷大好き祭り～	117
	トピックス 地方公共団体職員外国人施策推進研修について	118
<b>第7章</b>	<b>不法滞在・偽装滞在者への対策等</b>	119
第1節	不法滞在者対策の実施	119
1	不法滞在者数の縮減に向けた取組	119
2	摘発の強化	119
3	出頭申告しやすい環境の整備	119
第2節	偽装滞在者対策の実施	120
1	偽装滞在者等について	120
2	偽装滞在者等への取締りの実施	120
	(1) 情報の収集・分析の強化	120
	(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応	120
3	不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応	121
4	在留カード等の偽変造対策	121
第3節	処遇の適正化に向けた取組	121
1	被収容者の処遇に係る一層の適正化に向けた取組	121
2	入国者収容所等視察委員会の活動等	122
3	被収容者の医療	122
第4節	被退去強制者の送還促進	122
1	送還忌避者の安全・確実な送還の実施	122
2	チャーター機を利用した集団送還の実施	123
3	I O M自主的帰国・社会復帰支援プログラムの利用促進	123



<b>第8章</b>	<b>難民の適正な保護の推進</b>	124
第1節	難民を適正に保護するための取組	124
第2節	難民認定制度の見直し	124
1	難民認定制度の運用の見直し	124
(1)	概要	124
(2)	適正な制度運用	124
2	入管法施行規則の改正による制度の見直し	125
3	難民認定制度の運用の更なる見直し	125
(1)	経緯	125
(2)	概要	125
4	難民認定制度の運用の見直し後の状況	126
第3節	難民認定制度の運用の一層の適正化	127
1	難民該当性に関する規範的要素の明確化	127
2	難民調査官の能力向上	127
3	出身国情報の充実	127
第4節	第三国定住による難民の受入れ	128
1	第三国定住とは	128
2	2020年度以降の受入れ	128
第5節	民間支援団体との連携の推進	129
第6節	シリア人留学生の受入れ状況	130
第7節	本国情勢を踏まえたミャンマー人、アフガニスタン人及びシリア人の庇護状況	130
1	ミャンマー人の庇護状況	130
2	アフガニスタン人の庇護状況	131
3	シリア人の庇護状況	131
<b>第9章</b>	<b>国際社会及び国際情勢への対応</b>	132
第1節	条約締結等への対応	132
1	二国間・多国間枠組みへの対応	132
2	人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	132
第2節	国際会議・国際交流	132
1	第2回東京イミグレーション・フォーラムの開催	132
2	国際会議への対応	133
3	国際交流	134
<b>第10章</b>	<b>広報活動</b>	135
第1節	広報活動の推進	135
第2節	情報発信	136
1	出入国在留管理庁ホームページ	136
2	出入国在留管理庁SNS等	136
(1)	出入国在留管理庁X（旧ツイッター）・フェイスブック	136
(2)	出入国在留管理庁メール配信サービス	136
	トピックス 各種イベントへの出展による広報活動について	139

<b>第11章</b>	<b>組織・体制</b>	141
第1節	組織・機構	141
1	出入国在留管理官署の概要	141
2	出入国在留管理官署の組織の見直し	146
第2節	職員	148
1	出入国在留管理庁職員	148
2	増員	148
3	研修	151
<b>第12章</b>	<b>予算等</b>	152
第1節	予算	152
第2節	施設	152

<b>資料編</b>	<b>我が国の出入国在留管理制度の概要</b>	154
<b>第1節</b>	<b>目的と根拠法令</b>	154
<b>第2節</b>	<b>全ての人の出入（帰）国審査手続</b>	154
1	外国人の出入国手続	154
2	外国人の入国（上陸）審査手続	155
(1)	入国（上陸）審査	155
(2)	口頭審理	155
(3)	異議の申出	156
3	入国・事前審査	158
(1)	査証事前協議	158
(2)	在留資格認定証明書	158
4	特例上陸許可	160
(1)	寄港地上陸の許可	160
(2)	船舶観光上陸の許可	160
(3)	通過上陸の許可	160
(4)	乗員上陸の許可	160
(5)	緊急上陸の許可	160
(6)	遭難による上陸の許可	160
5	日本人の出帰国手続	161
<b>第3節</b>	<b>外国人の在留審査</b>	161
1	在留資格制度	161
2	在留審査	165
(1)	在留資格の変更許可	165
(2)	在留期間の更新許可	165
(3)	永住許可	165
(4)	在留資格の取得許可	165
(5)	再入国許可	166
(6)	資格外活動の許可	166
<b>第4節</b>	<b>中長期在留者の在留管理制度等</b>	167
1	中長期在留者の在留管理制度	167
(1)	在留カード	167
(2)	在留カードに係る届出・申請	168
ア	住居地の届出	168
(ア)	新規上陸後の住居地の届出	168
(イ)	在留資格変更等に伴う住居地の届出	168
(ウ)	住居地の変更届出	168
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	168
ウ	在留カードの有効期間の更新申請	168
エ	紛失等による在留カードの再交付申請	168
オ	汚損等による在留カードの再交付申請	169
(3)	出入国在留管理庁正字検索システム	169
(4)	所属機関・配偶者に関する届出	169
ア	中長期在留者からの所属機関等に関する届出	169

(ア) 活動機関(在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関)に関する届出	169
(イ) 契約機関(契約の相手方である本邦の公私の機関)に関する届出	169
(ウ) 配偶者に関する届出	170
イ 所属機関による中長期在留者に関する届出	170
ウ 特定技能所属機関(「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって 在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関)による届出	171
(ア) 随時届出	171
(イ) 定期届出	172
エ 登録支援機関(契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の 全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者)による届出	172
(ア) 随時届出	172
(イ) 定期届出	172
(5) 出入国在留管理庁電子届出システム	172
(6) 事実の調査	173
<b>2 特別永住者に係る制度</b>	173
(1) 特別永住者証明書	173
(2) 特別永住者証明書に係る届出・申請	174
ア 住居地の届出	174
イ 住居地以外の記載事項の変更届出	174
ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請	174
エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	174
オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	174
<b>3 出入国在留管理庁と市区町村の情報連携</b>	175
<b>第5節 外国人の退去強制手続</b>	176
1 入国警備官の違反調査	178
2 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	178
3 法務大臣の裁決	178
4 在留の許否	178
(1) 在留が許可されない場合(退去強制)	178
(2) 法務大臣の裁決の特例(在留特別許可)	178
5 出国命令制度	179
<b>第6節 難民の認定</b>	179
1 難民条約等への加入	179
2 難民認定手続	179
(1) 難民の定義	179
(2) 仮滞在許可	179
(3) 事実の調査	180
(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果	180
3 審査請求	180
(1) 審査請求	180
(2) 難民審査参与員制度	180
4 一時庇護のための上陸の許可	181
<b>巻末付録 2009年4月1日以降の主な出来事</b>	183
<b>索引</b>	194

## 関係図表目次

図表 1	外国人入国者数の推移	2
図表 2	主な国籍・地域別入国者数の推移	3
図表 3	性別・年齢別外国人入国者数（2022年）	4
図表 4	在留資格別新規入国者数の推移	5
図表 5	「短期滞在」の在留資格による入国目的別新規入国者数の推移	7
図表 6	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	8
図表 7	「技能実習 1 号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	10
図表 8	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	11
図表 9	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	12
図表 10	特例上陸許可件数の推移	13
図表 11	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	13
図表 12	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	15
図表 13	口頭審理の処理状況の推移	15
図表 14	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	17
図表 15	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	18
図表 16	入国事前審査処理件数の推移	18
図表 17	日本人出国者数の推移	19
図表 18	性別・年齢別日本人出国者数（2022年）	20
図表 19	滞在期間別日本人帰国者数の推移	20
図表 20	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	21
図表 21	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	22
図表 22	在留資格別在留外国人数の推移	23
図表 23	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	25
図表 24	在留審査業務許可件数の推移	27
図表 25	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	28
図表 26	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	28
図表 27	国籍・地域別「技能実習 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	29
図表 28	国籍・地域別「技能実習 3 号」への在留資格変更許可人員の推移	30
図表 29	職種別「第 2 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	30
図表 30	職種別「第 3 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	31
図表 31	国籍・地域別「特定技能 1 号」への在留資格変更許可人員の推移	31
図表 32	国籍・地域別「特定技能 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	32
図表 33	国籍・地域別永住許可件数の推移	32
図表 34	在留資格取消手続の流れ	34
図表 35	在留資格別の在留資格取消件数の推移	35
図表 36	国籍・地域別の在留資格取消しを行った在留資格（2022年）	35
図表 37	取消事由別の在留資格取消しを行った在留資格（2022年）	36
図表 38	在留カード交付件数（2022年）	36
図表 39	特別永住者証明書交付件数（2022年）	37
図表 40	監理団体の許可申請及び許可件数の推移	39
図表 41	技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移	39
図表 42	実地検査の件数の推移	40

図表43	行政処分等の件数の推移	40
図表44	国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移	40
図表45	国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表46	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表47	在留資格別不法残留者数の推移	45
図表48	退去強制事由別入管法違反事件の推移	46
図表49	国籍・地域別入管法違反事件の推移	46
図表50	国籍・地域別不法入国事件の推移	47
図表51	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	47
図表52	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	48
図表53	国籍・地域別不法上陸事件の推移	48
図表54	国籍・地域別不法残留事件の推移	49
図表55	国籍・地域別資格外活動事件の推移	49
図表56	国籍・地域別不法就労事件の推移	51
図表57	就労内容別不法就労事件の推移	52
図表58	稼働場所別不法就労事件の推移	53
図表59	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	54
図表60	口頭審理請求件数及びその比率の推移	55
図表61	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	55
図表62	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	56
図表63	仮放免許可件数の推移	56
図表64	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	57
図表65	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	57
図表66	国籍・地域別被送還者数の推移	58
図表67	送還方法別被送還者数の推移	59
図表68	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	59
図表69	国籍・地域別出国命令による引継者数の推移	60
図表70	国籍・地域別出国命令書の交付状況	61
図表71	出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2022年末時点）	62
図表72	難民認定申請数の推移	63
図表73	庇護数の推移	64
図表74	難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移	65
図表75	一時庇護上陸許可申請数の推移	66
図表76	一時庇護上陸許可申請の処理状況（2022年）	66
図表77	人身取引被害者数（2022年）	68
図表78	人身取引被害者数の推移	68
図表79	D V被害者把握状況（2022年）	70
図表80	官署別D V事案の認知被害者数の推移	70
図表81	高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移（2022年12月末）	89
図表82	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要	97
図表83	分野別運用方針について（12分野）	99
図表84	中間報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議）	102
図表85	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）の概要	105
図表86	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）の概要	108
図表87	外国人支援コーディネーターの役割（相談対応支援）	111
図表88	外国人支援コーディネーターの役割（予防的支援）	112

図表89	IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムによる帰国者の推移	123
図表90	難民認定制度の運用の更なる見直しの概要	126
図表91	第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績	129
図表92	シリア人留学生の受入れ状況	130
図表93	出入国在留管理庁組織表	142
図表94	出入国在留管理庁所管事項	143
図表95	地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	147
図表96	出入国在留管理官署職員定員の推移	149
図表97	予算額の推移	152
図表98	上陸審査の流れ	157
図表99	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	159
図表100	在留資格一覧表（2023年4月20日現在）	162
図表101	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	171
図表102	出入国在留管理庁と市区町村との情報連携	175
図表103	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	177
図表104	難民認定手続の概要	181
図表105	一時庇護上陸許可手続の流れ	182

## 凡例

難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
上陸基準省令	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
技能実習法施行規則	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
A P I	Advance Passenger Information (事前旅客情報)
A P I S	Advance Passenger Inspection System (事前審査システム) ※2021年6月に「事前旅客情報システム」から名称変更
P N R	Passenger Name Record (乗客予約記録)
E P A	Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
I A T A ・ C A W G	International Air Transport Association ・ Control Authorities Working Group (国際航空運送協会 ・ 入国管理機関関係部会)
I C P O	International Criminal Police Organization (国際刑事警察機構)
I O M	International Organization for Migration (国際移住機関)
J I C A	Japan International Cooperation Agency (独立行政法人国際協力機構)
U N H C R	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官事務所) 又は United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官)